

所得税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 非課税とされる一定の業務又は施設の利用に要する費用に充てるため国等から支給される金品について、その対象となる施設の範囲に、児童福祉法に規定する親子関係形成支援事業に係る施設を加えることとする。(第3条の2関係)
- 2 公共法人等及び公益信託等に係る非課税措置について、金融商品取引業者等に保管の委託をした一定の社債の利子につき本特例を適用する際に非課税申告書に記載すべき事項の細目等を定めることとする。(第16条、第16条の2関係)
- 3 予定納税額減額承認申請書について、令和6年分の所得税に係る予定納税に係る特別控除の額の控除等の適用がある場合の記載事項の細目を定めることとする。(第46条関係)
- 4 確定申告において令和6年分における所得税額の特別控除の適用を受ける居住者が、確定申告書に記載すべき事項の細目を定めることとする。(第47条、第48条関係)
- 5 オープン型の証券投資信託の収益の分配等の支払をする者が、その支払を受ける者から支払通知書の交付に代えてその支払通知書に記載すべき事項の電磁的方法による提供についての承諾を得ようとする場合において、その支払をする者が定める期限までに当該承諾をしない旨の回答がないときは当該承諾があったものとみなす旨の通知をし、当該期限までに当該支払を受ける者から当該回答がなかつたときは、当該承諾を得たものとみなすこととする。(第92条の3関係)
- 6 給与等又は公的年金等に係る源泉徴収において給与特別控除額、年末調整特別控除額又は年金特別控除額の控除の適用がある場合における給与等の源泉徴収票等の記載事項の細目を定めることとする。(第93条、第94条の2、第100条、別表第六(一)、別表第六(三)関係)
- 7 計算書等の書式の特例について、国税庁長官が、計算書等の書式につき所要の事項を付記し、又は一部の事項を削る場合には、併せて当該計算書等の用紙の大きさを変更することができること等とする。(第104条関係)
- 8 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 9 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和6年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)